

額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。

- (8) 前号の場合においては、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がなされた場合、かかる決議は効力を有しない。
①債権者集会の招集の手続き又はその決議の方法が法令又は本要項の定めに違反するとき
②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき
③決議が著しく不公正であるとき
④決議が本機構債券の債権者の一般の利益に反するとき
- (9) 本機構債券の債権者は、代理人によってその議決権を行使することができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本機構債券の債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。機構は、その代表者若しくは代理人を当該集会に出席させ、又は書面によって意見を述べることができる。
- (10) 債権者集会の決議は、本機構債券を有する全ての債権者に対してその効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
- (11) 本項に定めるほか、債権者集会に関する手続きは機構と受託会社とが協議して定め、本要項第13項に定める方法により公告する。
- (12) 本項の手続きに要する合理的な費用は機構の負担とする。

18. 申込期日 令和4年10月12日

19. 募入方法 応募超過の場合は、本要項第21項の引受並びに募集の取扱者の代表者が適宜募入額を定める。

20. 払込期日 令和4年10月21日

21. 引受並びに募集の取扱者

みずほ証券株式会社（代表）

野村證券株式会社（代表）

岡三証券株式会社（代表）

22. 振替機関 株式会社証券保管振替機構

23. 発行代理人及び支払代理人 本要項第22項の振替機関が定める振替機関の業務規程その他振替機関が定める規則、業務処理要領に基づく本機構債券の発行代理人業務及び支払代理人業務は、株式会社みずほ銀行においてこれらを取り扱う。